

## 「責任開始期に関する特約」(入金前責任開始制度)を導入します

～第1回保険料の入金前に保障を開始し、お客さまの利便性を向上します～

メディケア生命保険株式会社(社長:寺崎 啓介、以下「メディケア生命」)は、平成25年4月1日より医療終身保険(無解約返戻金型)「メディフィット<sup>TM</sup>A」<sup>※1</sup>を対象に、「責任開始期に関する特約」(入金前責任開始制度)を導入します。

※1 株式会社三井住友銀行では「充実メディフィット」としてお取り扱いしています。

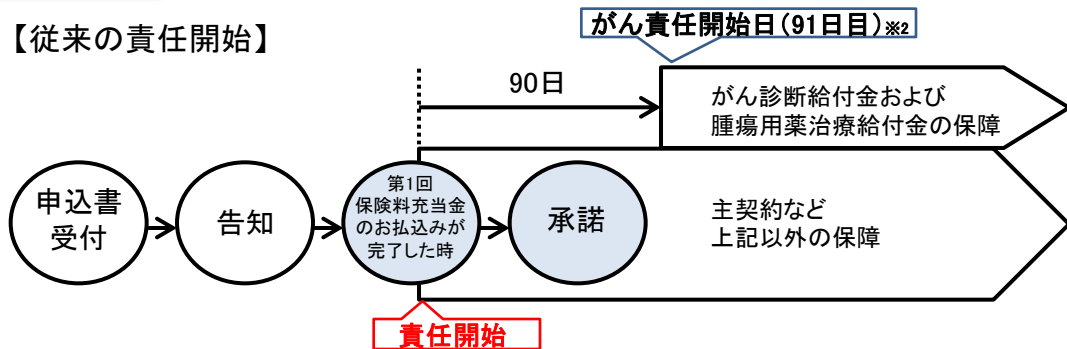
### ポイント

- ① 平成25年4月1日以降にお申込みされる「メディフィットA」に、「責任開始期に関する特約」が付加されます。
- ② 責任開始が「申込書受付」「告知」のいずれか遅い時になります。
- ③ 第1回保険料の入金有無は、責任開始に影響しません。

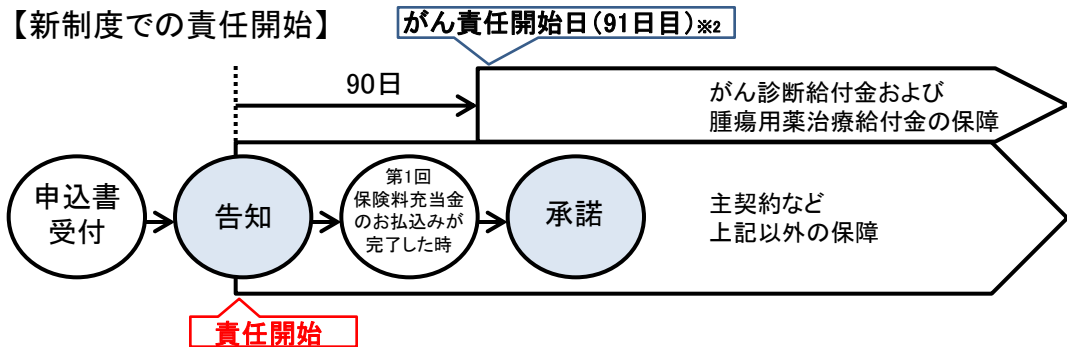
第1回保険料が第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込まれない場合は、保険契約は無効となります。保険契約が無効となった場合、責任開始期にさかのぼって保障がなくなります。

### 責任開始の例

#### 【従来の責任開始】



#### 【新制度での責任開始】



※2 がん診断給付金および腫瘍用薬治療給付金ならびに3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保険料の払込免除については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から保障が開始されます。

\* 詳細については「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先

お客さま メディケア生命 コールセンター 0120-315056

報道関係者 メディケア生命 経営管理部 03-5621-3310